



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

シリーズ税制改正

## 投資のチャンス! 備品等の「即時償却」の枠拡大! 40万円へ

今年も様々な改正がありますが、今回は個人事業主の皆さまの経営に直結する「少額減価償却資産の取得価額の特例」の改正について紹介します。

### ◆変更点

令和8年4月1日より、青色申告をしている方が受けられる「少額減価償却資産の特例（通称：即時償却）」の金額が改正され、取得価額が30万円未満のものから40万円未満のものへ引き上げられました。



	改正前	改正後
上限額	30万円未満	40万円未満
適用期限	令和8年3月31日	令和11年3月31日
年間上限額	300万円	300万円（変更なし）



### ◆メリットは?

パソコン等の備品の取得価額が10万円以上の場合、原則として法定耐用年数に応じた「減価償却」の対象となり、数年にわたって分割して経費を計上することになりますが、この特例を使うことで購入したその年に全額経費として計上できます。

今回の改正により、これまで予算面で導入を迷っていた高機能なパソコンなどへの買い替えもスムーズに進められるようになり、税務上の特例をより有利に活用できるようになりました。

会員の皆さんからも「パソコンを買う予定なんだけど、いくらまでなら経費に落とせる?」などと質問をいただくことがあります。通常の減価償却、特例の即時償却、どちらを利用した方が有利になるかは、収入や利益による部分もあります。記帳確認や確定申告の際にご相談ください。

## 令和8年分所得税の予定納税がありません。減額申請もできます。

### 令和8年分所得税の予定納税

令和7年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日（金）に令和8年分所得税の予定納税（第1期）があります。支払いの準備をしておきましょう。

### 予定納税の減額申請について

廃業や休業、または業況不振などのため、令和8年分の所得税の見込み税額が令和7年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和8年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

### 減額申請書の提出期限は年2回

#### (1) 7月減額申請

令和8年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日（水）までに税務署に提出しなければなりません。

#### (2) 11月減額申請

令和8年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月16日（月）までに税務署に提出しなければなりません。

### 予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和8年分の確定申告により算出された税額よりも多かつた場合には、税務署は利息（令和8年分は年1.3%）をつけて返金してくれます（受け取った還付加算金は雑所得になります）。予定納税に関するご相談はご予約のうえ、ご来会ください。

# 第8回 (令和8年度) 福岡中央青色申告会定時総会を開催しました



あいさつをする  
堀川会長

5月22日(金)に第8回となる一般社団法人福岡中央青色申告会の定時総会を、福岡県中小企業振興センターにて開催しました。

第1部の総会では、第7期の事業・決算報告及び次期の事業計画・予算案、役員改選案がすべて原案通りに承認されました。

基調講演では、博多税務署から東谷署長を講師としてお招きして『税とお酒のはなし』のタイトルのもと、日本の厳しい財政状況について説明があった後、国債依存度が高く財政赤字が続く現状と、年々増加する国債残高への懸念が示されました。一方で、税務調査で脱税者の隠し金庫が発見された事例や、公売で高級車や腕時計が売却され納税に充てられたエピソードも紹介されました。また、青色申告会をはじめ多数の団体が参加した2月10日の「福岡県キャッシュレス納付推進宣言式」における利用促進宣言の様子について触れられました。最後に、福岡県

産のお酒が地理的表示制度(GI)の指定を受け、地域ブランドとして差別化できるようになったこと、またそのマークとして県花である「梅の花」が描かれていることが紹介されました。

その後、第2部としてアットホームな雰囲気の中で懇親会を行いました。今回初めて参加して下さった方から、いつも変わらずご参加いただいているお馴染みの皆さままで、世代や垣根を越えて賑やかな時間を過ごすことができました。ご参加いただいた皆さまにとって、少しでも楽しく、また有意義なひとときとなっていれば幸いです。

お忙しいスケジュールの中、足をお運びいただいた皆さま、本当にありがとうございました。



表彰された会員の井口さんと八木さん

## 専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は **7月10日(金)** です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

**源泉所得税納付事務相談会** (各自ご自分で作成されたものを確認します)

会 場	青色申告会 会議室 (パソコン教室)
日 程	7月2日(木)～3日(金)・6日(月) 10時～12時 及び 13時～16時
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。 ※ 代行依頼の場合は、3,300円(一事業所)になります。

### 法律相談日

弁護士の橋先生による無料の相談会

**6月22日(月) 15時～17時**

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?  
ご希望の方は、事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までお問い合わせください。

### 6月29日(月)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認ください。  
ご不明な点がございましたら、**6月16日(火)まで**に、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内の口座へお振り込みいただくか、ご来会のうへご入金くださいますようお願い申し上げます。

今月以降の行事予定	6月1日(月)・18日(木)	税務相談日 ※税理士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月22日(月)	法律相談日 ※弁護士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月29日(月)	当会会費口座振替日
	6月30日(火)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
	7月2日(木)～3日(金)・6日(月)	源泉税納付事務相談会 ※詳細は別紙をご覧ください
	7月10日(金)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限

# ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com  
H P: https://aioiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集後記

総会にご参加いただいた会員の皆さん、ありがとうございました!会員さんあつての総会なので半ば強引にお誘いしたりもしてますが(笑)今後ともどうぞよろしく申し上げます!

